



全ト協発 第680号(環・適)

令和7年3月27日

各都道府県トラック協会 会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己



事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の先行実施に関する取扱いについて

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼については、国土交通省（運行管理高度化 WG）において現在制度化に向けて検討が進められており、先行実施要領が示されているところです。

今般、別紙通達により令和7年3月31日までとされていた事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼における先行実施要領の実施期間について、令和7年度の制度化に至るまでの猶予期間として令和7年12月31日まで延長される取扱いとなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045

国自貨第731号の2
国自安第194号の2
国自旅第334号の2
令和7年3月25日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課長
安全政策課長
旅客課長
(公 印 省 略)

事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の先行実施に関する取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自貨第731号の2
国自安第194号の2
国自旅第334号の2
令和7年3月25日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課長
安全政策課長
旅客課長
(公 印 省 略)

事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の先行実施に関する取扱いについて

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知いただくとともに、傘下会員（地方実施機関）に対し周知をお願いいたします。

国自貨第731号
国自安第194号
国自旅第334号
令和7年3月25日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

】 殿

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課長
安全政策課長
旅客課長
(公 印 省 略)

事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の先行実施に関する取扱いについて

「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」（令和6年7月10日付け国自貨第195号、国自安第27号、国自旅第120号）及び「自動車運送事業における運行管理の高度化に向けた業務前自動点呼の先行実施要領」（令和6年5月31日付け国自安第22号）（以下「先行実施要領」と総称する。）に基づいて行われている事業者間の遠隔点呼及び業務前自動点呼（以下単に「事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼」という。）については、下記のとおり取扱うこととするので了知されたい。

記

先行実施要領において、事業者間遠隔点呼及び業務前自動点呼の実施期間は令和7年3月31日までとしているところ、同日時点で先行実施要領に基づいてこれらを実施している自動車運送事業者については、当該実施期間は同年12月31日までと取り扱うものとする。

以上